

堺 酒 第160号  
令和4年6月9日

堺市西区上630番79  
広昇株式会社  
代表取締役 中平 麗亞 殿

堺税務署長 三村 菊博



### 酒類販売業免許の条件緩和通知書

令和4年5月18日付で申出のあった堺市西区上630番79 家屋番号630番79の建物の酒類販売業免許の条件緩和については、これを認めることとし、令和3年4月8日付で通知した酒類販売業免許に付けた条件を令和4年6月9日付で下記のとおり改めましたから酒税法第21条の規定により通知します。

#### 記

酒類の販売方法は、自己が輸出する酒類の卸売及び小売に限る。ただし、酒類の通信販売を行う場合は、次によること。

- 販売する酒類の範囲は、輸入酒類並びに国産酒類のうち次に該当する清酒、連續式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、みりん、果実酒、ウイスキー、スピリット及びリキュールに限る。  
カタログ等（インターネット等によるものを含む。）の発行年月日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する酒類。
- 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等（インターネット等によるものを含む。）を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。